令和８年（フ）第１０６号
北海道苫小牧市日新町１丁目１番15号
債務者　小原　敏之
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第４３号
岩手県奥州市水沢字造道102番地２
債務者　千葉　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第４４号
岩手県奥州市胆沢小山字尼沼24番地８
債務者　小野寺友代
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第４５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻六本松29番地４
債務者　村上　瑠香
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第８６１号
宮城県黒川郡大和町杜の丘１丁目14番地の２
メディカルケアセンター杜の丘228
債務者　高橋　望美
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９０４号
仙台市太白区太白２丁目９番３－201号
債務者　秋山　嘉一
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９２９号
仙台市太白区西多賀５丁目２番39号　アーバンシティー西多賀103
債務者　倉澤　　茂
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９３１号
仙台市若林区南小泉字八軒小路33番地の10
クオーレ八軒小路101
債務者　遠藤　敦子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９６６号
仙台市宮城野区東仙台５丁目４番15号
債務者　佐藤　文城
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１８２号
秋田市寺内油田二丁目12番８号　Ｍｕｌｂｅｒｒｙ104号
債務者　佐藤　真美
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４号
秋田県由利本荘市岩城下蛇田字湯田275番地
債務者　山中　郁幸
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第２３５号
茨城県土浦市木田余3384番地８　ガーデンヴィオラ103号室
債務者　草間　喜一
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２４１号
茨城県つくば市苅間1550番地１　苅間片岡住宅002
債務者　久島　夕奈
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１１６号
茨城県取手市白山六丁目13番11－Ａ203号
債務者　椎名　涼介
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第８０号
千葉県茂原市上永吉1041番地　県営住宅２棟102号
債務者　横田　洋子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第２５１号
新潟市西区坂井砂山２丁目２番73号　ラルジュ102号
債務者　佐藤　　倖
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７３号
新潟市西区新通西２－26－24　アーサ新通西６号室、住民票上の住所新潟市西区ときめき東１丁目11番地９　ピュアときめき一番館205
債務者　髙橋　俊哉
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部